

監査結果公表第25－1号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成25年6月27日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康
同	田	中	裕
同	西	田	尚
			美

記

1 措置の通知

平成24年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置の通知
平成25年6月21日付け 八ここ第179号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部こども政策課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 文書事務について (1) 就園指定園変更の申請において、就園期間開始後に許可の決裁が行われているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 11 月 30 日） 就園指定園変更の許可について、就園期間の開始日までに決裁をするよう、適切な事務処理に改めました。
(2) 八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の交付決定通知と同日付で、課長名にて各幼稚園長宛てに補助金振込日等を通知する文書を送付されているが、当該要綱において補助金の交付については交付決定を受けた相手方の請求後行うこととなっており、交付決定の段階で振込日が確定するものではないので、適切な事務処理に改めること。また、八尾市私立幼稚園事務協力金の交付においても同様の行為を行っていたので改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 2 月 8 日） 平成 24 年度八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の振込日等を通知する文書については、指摘のとおり適切に発送するよう改めました。また、八尾市私立幼稚園事務協力金の交付についても同様に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部こども政策課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(3) 伺書等において、決裁日、施行日等の記入がないものや廃棄年月が誤っているもの、文書公開の取扱区分が誤っているもの、消去可能なペンで記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 11 月 29 日） 伺書等について、決裁日や施行日等の記載漏れ、廃棄年月日や文書公開の取扱区分に誤りがないよう再確認するとともに、消去可能なペンの使用等について適正な事務処理を行うよう改めました。
2 調定事務について 幼稚園保育料の滞納繰越分の調定について、平成 23 年度一般会計歳入歳出決算書には調定金額が計上されているが調定書は作成されていなかったのので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 幼稚園保育料の滞納繰越分については、前年度分の納付状況等を確認し、調定書の作成漏れがないようチェックを強化し、適正な事務処理を行うよう改めました。
3 支出事務について 物品・修理要求書等において、決裁不足や決裁過剰のものが見受けられたので適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 5 日） 物品・修理要求書等については、決裁区分を再確認し、適正な事務処理を行うよう改めました。
4 契約事務について 契約締結に係る伺書に添付された見積書に日付がないものや、見積書の明細内訳が不十分なもの、記載金額に一部誤りがあるものなどが見受けられたので、適切な契約事務処理の確保に努めること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 平成 25 年度契約時において、各経費ごとの詳細を記載し内訳が明確にされた見積書を受け取るとともに、見積書の要件に不備がないよう、適切な契約事務に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 契約事務について (1) 保育所給食用の牛乳や精米、調味料等の購入については随意契約にて単価契約を締結されているが、契約に係る伺書において予定数量及び予定支出総額の記載がなかった。予算の範囲内での執行や随意契約の可否、決裁区分については、契約単価に予定数量を掛けた予定支出総額で判断することになるので、記載するよう改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 平成 25 年度伺書において予定数量及び支出総額を記載し、予定支出総額で決裁を行うよう事務処理を改めました。
(2) 委託契約における相手方からの見積書について、提出日の記載がもれているものが見受けられたので適正な事務処理の確保に努めること。また、市からの見積書提出依頼書において、提出期限を契約締結日以降の日付とし、契約日以降に見積書を受領しているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 委託契約における相手方からの見積書の提出日漏れについては、不備がないよう確認を徹底しました。 また、見積書提出依頼書については提出期限の誤りがないよう改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(3) 同一保育所での同種の工事(修繕業務)であるにも関わらず、予算科目の違い(工事請負費、修繕料)により修繕料で執行したもののほか、修繕料で執行されている業務全てについて複数者からの見積書が徴されてなかった。修繕料での執行は工事請負費に比べ事務処理が簡便になるが、施設の安全性等から緊急の処理を要する場合や特殊な修繕である場合等を除き、競争性の観点から複数者から見積書を徴するよう改めること。	措置状況 1. 措置済(平成24年12月1日) 修繕料での執行について、緊急・特殊な場合以外は複数者から見積り徴収をして競争性を図り、適正な事務処理を行うよう改めました。
2 保育料の分納誓約について 分納誓約については時効の中断事由となるものであり、中断の効力としての証拠能力の観点から分納誓約書を徴する必要がある。保育料の分納誓約書を確認したところ、電話など口頭で分納を約した際に、職員が分納額等を誓約書に記入後、署名、押印を求めるため書類を相手方に送付したが返送されず、送付前の控が綴られているのみで誓約者の署名、押印がされていないものが見受けられたので、相手方から確実に分納誓約書を徴すること。	措置状況 1. 措置済(平成24年12月3日) 分納誓約返戻簿を作成し、平成24年12月3日に未返戻者に返戻催告書を送付しました。 今後、誓約書の返戻管理は適切に行います。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
3 文書事務について (1) 伺書において、文書公開の取扱区分が誤っているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="576 324 719 358">措置状況</td><td data-bbox="719 324 1465 358">1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="576 358 1465 667">伺書の文書公開の取扱区分について、記載漏れや記入誤りがないよう、適正に処理を行うよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）	伺書の文書公開の取扱区分について、記載漏れや記入誤りがないよう、適正に処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）				
伺書の文書公開の取扱区分について、記載漏れや記入誤りがないよう、適正に処理を行うよう改めました。					
(2) 伺書等において、施行日や廃棄年月が不適当なもの、消去可能なペンで記載されているもの、受発信番号が同一番号になっていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="576 667 719 701">措置状況</td><td data-bbox="719 667 1465 701">1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="576 701 1465 1095"> 伺書等における施行日等の記載漏れや記入誤り、消去可能なペンの使用について、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、同一事案に係る文書の受発信については同一番号を付番し、適正な事務処理を行うよう改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）	伺書等における施行日等の記載漏れや記入誤り、消去可能なペンの使用について、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、同一事案に係る文書の受発信については同一番号を付番し、適正な事務処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）				
伺書等における施行日等の記載漏れや記入誤り、消去可能なペンの使用について、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、同一事案に係る文書の受発信については同一番号を付番し、適正な事務処理を行うよう改めました。					

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課（市立保育所）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 延長保育料の受領について 金融機関に納入可能な時間帯以外に保護者が納入現金を持参した場合、保育課の方針で翌日の持参を依頼しているが、これは公金の取扱いとしては不適切であるため、取扱い方法を検討すること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 金融機関に納入可能な時間帯以外に延長保育料を受領した場合は、金庫に厳重に保管し、翌日必ず金融機関へ入金することに改めることを施設長会で説明し、適切な公金の取扱いに改めました。
2 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について 掛金の入出金について金銭出納簿への記帳がなく、また、保護者の徴収記録も保管されていないため、適切な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 各保育所の児童名簿一覧表に、持参日を記入し保管することにより、保護者の徴収記録とすることに改めました。
3 私用電話利用料について 私用電話について、利用が従前に比べ著しく減少しているにもかかわらず、利用料の取扱い方法が変更されていないため、現金が長期間保管されていることから、適切な取扱い方法を検討すること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 利用頻度が少ないこともあり、その都度保育課に報告書を提出し、入金することにしました。
4 保護者からの預かり金について (1) 写真代について金銭出納簿が作成されておらず、金額の一部を入出金するなど通帳で確認しにくい運用になっているため、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 各保育所で、領収書帳と出納簿を作成することを徹底し、適正な事務処理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課（市立保育所）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(2) 金銭出納簿において修正テープを使用している箇所が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 金銭出納簿の訂正には、修正テープを使用しないことを周知し、適正な事務処理に改めました。
(3) 写真代において、金銭出納簿の日付と領収書の日付が不一致となっている箇所が見受けられたので、適正な事務処理に努めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 各保育所で領収書帳と出納簿を作成し、管理を徹底することにより、適正な事務処理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課（子育て総合支援ネットワークセンター）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 文書事務について (1) 子育てサークル登録について、登録伺書の決裁日より前に登録証が発行されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 1 月 5 日) 平成 25 年 1 月より、登録証の発行については登録伺書の決裁後に発行するよう、適正な事務処理に改めました。
(2) 子育て短期支援事業について、利用申請は事前に行われているにもかかわらず、利用決定の決裁と決定通知書の発行が事後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 1 月 5 日) 利用決定の決裁や決定通知書発行について、適正な事務処理を行うよう改めました。
(3) 伺書において、決裁不足のものや決裁区分欄の記入が誤っているもの、施行日が不適当なもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 1 月 5 日) 伺書について決裁区分等を確認し、適正な事務処理を行うよう改めました。
2 契約事務について 業務委託に係る契約書において、契約保証金免除の根拠条項が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 4 月 1 日) 契約保証金免除の根拠条項を記載し、適正な事務処理を行うよう改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課（子育て総合支援ネットワークセンター）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
3 八尾市つどいの広場事業に係る事務について 平成22年度八尾市つどいの広場事業実績報告において、添付資料に記入もれや記載誤り等が見受けられたので、報告内容の確認を徹底すること。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 4 月 1 日) 平成 24 年度実績報告より、各事業実施者に対して記載漏れや記載誤りがないように周知徹底を図るとともに、実績報告書の記載内容を複数職員で確認するよう改めました。
4 母子家庭等日常生活支援事業について (1) 八尾市母子家庭等日常生活支援事業事務取扱要領第10条第2項「前条の規定による年度更新手続きにおいて・・・」とあるが、前条に年度更新手続きの規定がないため、改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 3 月 29 日) 平成 25 年 3 月 29 日付同要領改正を行いました。
(2) 同事業実施要綱において、本事業の対象者は、母子家庭等にあつて自立促進に必要な事由又は、社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育てサービスが必要な家庭とされており、具体的な事由が列挙されているが、同事業取扱要領に定めのある母子家庭等日常生活支援事業派遣等受付書（以下、「受付書」という。）の派遣理由等欄において、項目のもれがあるため、適正に改めること。	措置状況 1. 措置済(平成 25 年 3 月 29 日) 平成 25 年 3 月 29 日付同要領改正を行い、母子家庭等日常生活支援事業派遣等受付書の様式変更を行いました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部保育課（子育て総合支援ネットワークセンター）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
(3) 事業の委託先である事業実施団体での被生活援助者からの派遣希望に基づく受付書及び家庭生活支援員から事業実施団体への同事業援助等報告書において、受付日及び報告日が記入されていないものが多く見受けられた。また、受付書の受付日が不適切な日付となっているものも多数あるため、受付書等の記載内容の確認を徹底すること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="580 331 719 365">措置状況</th><th data-bbox="719 331 1458 365">1. 措置済(平成 25 年 2 月 1 日)</th></tr> <tr> <td data-bbox="580 365 719 958"></td><td data-bbox="719 365 1458 958"> 事業実施団体に誤記入や記入漏れがないように周知するとともに、記載内容の確認を徹底することとしました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 25 年 2 月 1 日)		事業実施団体に誤記入や記入漏れがないように周知するとともに、記載内容の確認を徹底することとしました。
措置状況	1. 措置済(平成 25 年 2 月 1 日)				
	事業実施団体に誤記入や記入漏れがないように周知するとともに、記載内容の確認を徹底することとしました。				

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 契約事務について (1) 業務委託契約にかかる伺書において、決裁区分等の根拠となる年間予定金額、予算額等の記載されていない事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 全ての業務委託契約伺書について、予算額等の記載を行うよう改めました。
(2) 指名競争入札に基づく業務委託契約締結の伺書において、代理者による入札書に委任状の添付がなされていない事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 入札に基づく業務委託契約締結の伺書においては、代理者による入札書の委任状の添付漏れがないよう、適正な事務処理に改めました。
2 文書事務について (1) 八尾市青少年問題協議会については、八尾市青少年問題協議会設置要項を設置の根拠としているが、地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法第 83 号)第 1 条では、都道府県及び市町村に置くことができる青少年問題協議会は附属機関として位置づけられており、また、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項では、執行機関の附属機関の設置は、条例で規定しなければならないとされていることから、同協議会の設置について条例化を図ること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日） 本協議会の従前の設置根拠としていた「八尾市青少年問題協議会設置要項」は平成 25 年 3 月 31 日を以って廃止し、「執行機関の附属機関に関する条例」にて本協議会の設置を規定し、平成 25 年 4 月 1 日より施行しました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる伺書で、使用料の算定についての端数処理を誤っているものや、決裁日が使用許可期間の開始日より後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 青少年運動広場の目的外使用に関わる使用料の算定について、検算を行うなどにより端数処理の誤りが起こらないよう事務処理を改めました。なお、算定を誤ったものについては、平成 24 年度分について各事業者に対して金額を修正した目的外使用許可書を再交付した上で、平成 25 年 2 月に修正後の金額で使用料を請求し、納付を完了しました。 また、伺書の決裁については、使用許可開始日以前に行うよう、適正な事務処理に改めました。
(3) 後援名義等の使用許可についての伺書で、許可条件となっている収支決算書等報告書の提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 後援名義承認を行った事業については、事業実施後に事業報告書及び決算報告書の提出を求め、各報告書の提出に漏れがないよう周知徹底し、適正な事務処理に改めました。
(4) 八尾市青少年指導員等各種委員の委嘱についての伺書で、決裁日や被委嘱者の承諾書の日付が、委嘱期間の開始日より後になっているものが見受けられた。また、八尾市放課後子ども教室推進事業の委託契約についての伺書でも、決裁日が委託期間の開始日より後になっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 伺書の決裁については、委託期間や委嘱期間の開始日までに行うよう徹底し、適正な事務処理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
(5) 地区住民懇談会開催にかかる謝礼金の交付について、同謝礼金の交付取り扱い要項の規定及び添付書類の内容によれば、謝礼金としての支出は適切ではなく、助成金等へ支出科目を変更するとともに、要項の改正等適正な事務処理に改めること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="588 322 719 358">措置状況</th><th data-bbox="719 322 1466 358">1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="588 358 719 808"></td><td data-bbox="719 358 1466 808"> 同要項の規定に基づく適切な謝礼金の支払いとなるよう、書類の内容を適正に改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）		同要項の規定に基づく適切な謝礼金の支払いとなるよう、書類の内容を適正に改めました。
措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）				
	同要項の規定に基づく適切な謝礼金の支払いとなるよう、書類の内容を適正に改めました。				
(6) 「八尾市放課後子ども教室推進事業」運営委員会設置要綱には運営委員の謝礼金等について、何ら規定がなされていないので適正な事務処理に改めること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="588 808 719 844">措置状況</th><th data-bbox="719 808 1466 844">1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="588 844 719 1155"></td><td data-bbox="719 844 1466 1155"> 運営委員の謝礼金等について、新たに要綱に規定を加え、適正な事務処理に改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）		運営委員の謝礼金等について、新たに要綱に規定を加え、適正な事務処理に改めました。
措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）				
	運営委員の謝礼金等について、新たに要綱に規定を加え、適正な事務処理に改めました。				
3 八尾市野外活動協会への補助金交付事務について 八尾市野外活動協会への補助金交付要綱では、「社会情勢の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、交付の終期等について概ね 3 年ごとに見直しを行う。」と規定されているが、見直しがなされておらず、また、「補助金等交付基準」における支給基準に照らし、同協会の決算額では繰越額が大きくなっているため、補助金額の見直し等適切な事務執行について検討すること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="588 1155 719 1191">措置状況</th><th data-bbox="719 1155 1466 1191">2. 措置予定</th></tr> <tr> <td data-bbox="588 1191 719 1939"></td><td data-bbox="719 1191 1466 1939"> 当該補助金の交付について見直した結果、青少年の健全育成に寄与する団体の行う事業への補助金交付は事業目的、事業効果に照らし合わせ、必要と考えますが、事業実施から年数を経ていることから、補助金要綱につきましては、「補助金等交付基準」を踏まえ、今年度中に見直しについて検討いたします。 </td></tr> </table>	措置状況	2. 措置予定		当該補助金の交付について見直した結果、青少年の健全育成に寄与する団体の行う事業への補助金交付は事業目的、事業効果に照らし合わせ、必要と考えますが、事業実施から年数を経ていることから、補助金要綱につきましては、「補助金等交付基準」を踏まえ、今年度中に見直しについて検討いたします。
措置状況	2. 措置予定				
	当該補助金の交付について見直した結果、青少年の健全育成に寄与する団体の行う事業への補助金交付は事業目的、事業効果に照らし合わせ、必要と考えますが、事業実施から年数を経ていることから、補助金要綱につきましては、「補助金等交付基準」を踏まえ、今年度中に見直しについて検討いたします。				

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
4 会計事務について (1) 全国子ども会中央会議・研究大会への参加については、財団法人大阪府こども会育成連合会の企画に参画し旅費・負担金を支出しているが、指定宿泊や日当の取り扱いについて八尾市職員旅費条例施行規則の規定と不整合のものが見受けられたので、今後同様の参加方式をとる場合は支出科目の変更等適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 1 月 18 日） 大阪府こども会連合会の企画に参加するため、支出科目を負担金に改めるとともに、日当については八尾市職員旅費条例施行規則の規定に従って支給することに改めました。
(2) 八尾市立大畑山青少年野外活動センターの行政財産の一部使用許可(飲料水自動販売機の設置)に伴う電気料金の徴収について、納入義務者である障がい者団体ではなく自動販売機取扱業者へ直接請求し、同業者より納入されているので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 4 月 4 日） 平成 24 年度の電気料金の納入において、適正な処理となるよう改めました。
5 備品について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、指定管理者への貸与備品において、備品台帳における備品名の表記が適切でないものや、備品シール(新システム分)を未貼付のものが見受けられたので、備品台帳の整備および指定管理者への指導等を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 2 月 22 日） 備品台帳と備品を照合し、備品シールの未貼付のもの、表記の適切でないものを修正し、適切な管理が行われるよう事務処理を改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 放課後児童室における事務処理等について (1) 間食費の出納事務において、領収書に日付の記入されていないものや預金通帳の出金日と金銭出納簿の日付が不一致のもの、また、出金日より業者への支払日まで日数を要し、その間現金で保管している事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 11 日） 間食費の出納事務については、日付の記入漏れや記載誤りのないよう、各児童室に周知し適正な事務処理を行うよう改めました。 また、業者に対して集金日を特定するなど適正な事務処理に改めました。
(2) 指導員の年次有給休暇カードの処理日と出勤簿の日付が相違しているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 11 日） 年次有給休暇カード、出勤簿の適正な記入について、各児童室指導員に周知を行い、適切な事務処理を行うよう改めました。
2 教育委員会からの委任事務について (1) 八尾市放課後児童室設置条例施行規則に定められた八尾市放課後児童室に関する事務については、八尾市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則別表（第 2 条関係）で市長の補助機関であるこども未来部長に委任されているが、委任事務に含まれる放課後児童室の入室許可決定や保育料減免の可否決定に係る通知者が受任者以外の者となっているので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 放課後児童室の入室許可決定や保育料減免の可否決定に係る通知者について、受任者であるこども未来部長に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(2) 藤井寺市との放課後児童健全育成事業の事務委託に関する協議書の締結に際して、教育委員会からの委任規則に基づいた事務手続きとなっていないため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 教育委員会からの委任規則に基づいた事務手続きとなるよう、決裁における専決者をこども未来部長に改めました。
3 放課後児童室の入室許可に係る事務について (1) 八尾市放課後児童室条例施行規則第4条の規定では、入室の許可または不許可の決定をしたときは、規則に定められた通知書により児童の保護者に通知することとなっているが、入室許可通知書等の写しが保管されておらず、また通知書発送にかかる決裁も経ていないため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 5 月 15 日） 八尾市放課後児童室条例施行規則第 4 条の規定に従い、入室の許可または不許可等の決定について、決裁等適正な手続きを行うとともに、規則に定められた通知書等について、その写し等を保管するように改めました。
(2) 放課後児童室の入室許可に際し、申請書下段の担当課記載欄のうち、就労確認日及び決定区分（許可・不許可）が記載されていないため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 就労確認日及び決定区分の記載漏れのないよう周知し、適正な事務処理を行うよう改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
(3) 放課後児童室の利用時間の延長については、保護者から放課後児童室時間延長申込書により申請を受け、延長を認める場合は放課後児童室時間延長確認通知書を送付しているが、時間延長申請書が放課後児童室入室許可申請書に添付されているだけで、時間延長の決定に係る事務手続きが不十分であるため、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="584 324 719 362">措置状況</th><th data-bbox="719 324 1455 362">1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="584 362 719 936"></td><td data-bbox="719 362 1455 936"> 時間延長申込書については、伺書の決裁後に確認通知書を送付し、その写し等を保管するよう、適正な事務処理に改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）		時間延長申込書については、伺書の決裁後に確認通知書を送付し、その写し等を保管するよう、適正な事務処理に改めました。
措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）				
	時間延長申込書については、伺書の決裁後に確認通知書を送付し、その写し等を保管するよう、適正な事務処理に改めました。				
4 保育料の減免に係る事務について (1) 保育料の減免申請書は入室許可申請書に添付されているが、減免の審査・決定に係る事務手続きが不十分であるため、適正な事務処理を行うこと。なお、「放課後児童室保育料減免可否通知書」には減免率と減免適用期間が明記されているが、減免適用後の保育料額が記載されていないため、様式の変更を検討すること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="584 936 719 974">措置状況</th><th data-bbox="719 936 1455 974">1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="584 974 719 1601"></td><td data-bbox="719 974 1455 1601"> 保育料減免の審査・決定に係る事務手続きについて、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、「放課後児童室保育料減免可否通知書」についても、減免適用後の保育料額を記載する様式に変更しました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）		保育料減免の審査・決定に係る事務手続きについて、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、「放課後児童室保育料減免可否通知書」についても、減免適用後の保育料額を記載する様式に変更しました。
措置状況	1. 措置済（平成 25 年 4 月 1 日）				
	保育料減免の審査・決定に係る事務手続きについて、適正な事務処理を行うよう改めました。 また、「放課後児童室保育料減免可否通知書」についても、減免適用後の保育料額を記載する様式に変更しました。				
(2) 6 月末までに申請された減免申請については、一括して審査・決定を行っているが、決定通知の写しが保管されていないため、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="584 1601 719 1639">措置状況</th><th data-bbox="719 1601 1455 1639">2. 措置予定</th></tr> <tr> <td data-bbox="584 1639 719 1984"></td><td data-bbox="719 1639 1455 1984"> 平成 25 年度の減免事務の中で決定通知の写しを保管し、適正な事務処理に改めることとします。 </td></tr> </table>	措置状況	2. 措置予定		平成 25 年度の減免事務の中で決定通知の写しを保管し、適正な事務処理に改めることとします。
措置状況	2. 措置予定				
	平成 25 年度の減免事務の中で決定通知の写しを保管し、適正な事務処理に改めることとします。				

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(3) 減免の決定に伴い既納の保育料の還付が発生しているが、還付決定に係る事務手続きが不十分なため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 2. 措置予定 平成 25 年度の減免に伴う還付事務の中で、決裁や写しの保管等適正な事務処理に改めることとします。
(4) 減免申請理由の適用欄が記入もれのまま申請を受付けているもの、申請書下段の担当課記載欄に必要事項が記載されていないもの等が見受けられるので、適切な事務処理に努めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 減免申請書受理時において、記入漏れがないかの確認を徹底するとともに、担当課記入欄の記入漏れのないよう、適切な事務処理に改めました。
5 放課後児童室の指導員について (1) 指導員の任用通知や退職承諾書が任用及び退職に関する伺書の決裁前に通知されているものが見受けられるので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 指導員の任用通知や退職承諾書については、任用及び退職に関する伺書の決裁後に通知するよう、適正な事務処理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(2) 指導員の退職承諾や再雇用希望者に対する合格通知が任命権者以外の者となっているので、適正な事務処理を行うこと。なお、退職承認書の様式には承認日の記載がないため、適正な様式に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成24年12月3日） 指導員の退職承諾や再雇用希望者に対する合格通知の通知者は、任命権者に改めました。 また、退職承認書に承認日を記載する様式に改めました。
(3) 指導員の超過勤務命令個人カードにおいて、八尾市職員の超過勤務手当支給規則第6条に定める超過勤務事務処理が行われていないため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成24年12月3日） 指導員の超過勤務命令の事務処理については、「八尾市職員の超過勤務手当支給規則」第6条に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。
6 契約事務について (1) 放課後児童室業務システム再構築事業の委託契約において、業務委託契約に基づく業務従事者の届出及び再委託申請書等が提出されていないため、適正な事務処理の確保に努めること。	措置状況 1. 措置済（平成24年12月3日） 業務委託契約に基づく業務従事者の届出及び再委託申請書等の提出については、適正な事務処理を行うよう改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
(2) 八尾市放課後児童室業務システム再構築事業に係る指名競争入札を実施するとして予定価格を定めているが、予定価格の決定が当該入札実施伺書の決裁前に行われていることから、適正な事務処理を行うこと。また、当該入札の実施予定日の約2ヶ月前に予定価格が決定されていることから、入札の透明性・競争性を確保するためにも、予定価格の決定時期について見直しを行うこと。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="587 331 722 365">措置状況</th><th data-bbox="730 331 1453 365">1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="587 376 722 1014"></td><td data-bbox="730 376 1453 1014"> 競争入札を実施する場合には、適切な時期に予定価格の決定を行うよう改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）		競争入札を実施する場合には、適切な時期に予定価格の決定を行うよう改めました。
措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）				
	競争入札を実施する場合には、適切な時期に予定価格の決定を行うよう改めました。				
(3) 複数の契約事務において、見積書が徴収されないまま随意契約が行われているが、随意契約の締結に際しては2者以上の見積書を徴収すること（財務規則第116条第2項）となっていることから、適正な契約事務を行うこと。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約が認められている場合でも、契約金額の根拠となることから見積書を徴収すること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="587 1025 722 1059">措置状況</th><th data-bbox="730 1025 1453 1059">1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="587 1070 722 1709"></td><td data-bbox="730 1070 1453 1709"> 随意契約事務において、2 者以上の見積書を徴収することとし、適正な契約事務を行うよう改めました。 また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する随意契約を結ぶ場合にも、見積書を徴収することに改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）		随意契約事務において、2 者以上の見積書を徴収することとし、適正な契約事務を行うよう改めました。 また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する随意契約を結ぶ場合にも、見積書を徴収することに改めました。
措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）				
	随意契約事務において、2 者以上の見積書を徴収することとし、適正な契約事務を行うよう改めました。 また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する随意契約を結ぶ場合にも、見積書を徴収することに改めました。				
7 文書事務について (1) 要綱の制定や改廃、内規の改正、審査会委員の委嘱に際して施行日や委嘱日が定められていないため、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="587 1720 722 1753">措置状況</th><th data-bbox="730 1720 1453 1753">1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="587 1765 722 2007"></td><td data-bbox="730 1765 1453 2007"> 要綱の制定や改廃、内規の改正、審査会委員の委嘱に係る文書の処理については、施行日、委嘱日等を定め、適正な事務処理を行うよう周知しました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）		要綱の制定や改廃、内規の改正、審査会委員の委嘱に係る文書の処理については、施行日、委嘱日等を定め、適正な事務処理を行うよう周知しました。
措置状況	1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日）				
	要綱の制定や改廃、内規の改正、審査会委員の委嘱に係る文書の処理については、施行日、委嘱日等を定め、適正な事務処理を行うよう周知しました。				

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部青少年課（放課後児童育成室）

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(2) すべての伺書において、施行日が記入されておらず、また、決裁がもれているもの、契約締結日より後に決裁されているもの、決裁日が記入されていないもの、鉛筆書きのもの等が散見されるため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 伺書については、決裁漏れや事後決裁、施行日の記入漏れ等がないよう適正な事務処理に改めました。
(3) 受発文書が文書処理簿において処理されていないもの等、八尾市文書取扱規程に基づく取扱いとなっていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 3 日） 文書処理については、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部桂青少年会館

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 文書事務について (1) 伺書において起案番号が同一のものがあり、このうち1件は起案番号簿に記載されていない事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 10 日） 伺書の起案番号について、採番が重複したものについて処理を改めるとともに、今後、適正な事務処理を行うよう改めました。
(2) 伺書において決裁日等の記載のないものが散見されたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 10 日） 伺書について、決裁日等の記載漏れのないよう周知し、適正な事務処理に改めました。
2 契約事務について 業務委託契約における随意契約の締結において、複数者の見積書が徴されていないもの、随意契約理由における地方自治法施行令の適用条項が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 10 日） 随意契約の締結について、2 者以上の見積を徴収することに改めるとともに、随意契約の適用条項の記入漏れについては、適正な事務処理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部桂青少年会館

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
3 短期講座事業について (1) 短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかったもので、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。	措置状況 3. 検討中 各講座ごとの収支報告書の作成にあわせ、出納状況の確認ができる報告書（支出明細書）を新たに作成し、決裁を行うことで適正な金銭管理を行うよう改めました。（平成 24 年 12 月 10 日措置済） 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。
(2) 短期講座開催ごとに収支報告書が作成されているが、支出明細項目の記載内容が不明瞭なもの、支出金額の合計金額が誤っているもの、支出額に関する添付資料がないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 24 年 12 月 10 日） 支出の合計金額や支出金額に関する添付書類等に遺漏のないよう、報告書（支出明細書）の新規作成によりチェック可能な体制を整備し、適切な事務処理を行うよう改めました。
4 備品について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、現品が確認できず台帳との照合が出来ないものがあつたので、適正な備品管理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 25 年 3 月 11 日） 備品台帳と現品を改めて照合し、現物のないものについては、廃棄の処理手続を行い、適正な備品管理に改めました。

定期監査の結果に対する措置の内容

こども未来部安中青少年会館

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
1 伺書について 事業実施の伺書において、見積書の添付がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 315 719 353">措置状況</td><td data-bbox="719 315 1461 353">1. 措置済（平成 24 年 11 月 30 日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="580 353 1461 745"> 事業実施の伺書において、見積書を誤って廃棄処分したことによる手続の不備と確認しており、今後は適正な事務処理を行うよう改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成 24 年 11 月 30 日）	事業実施の伺書において、見積書を誤って廃棄処分したことによる手続の不備と確認しており、今後は適正な事務処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（平成 24 年 11 月 30 日）				
事業実施の伺書において、見積書を誤って廃棄処分したことによる手続の不備と確認しており、今後は適正な事務処理を行うよう改めました。					
2 短期講座事業について 短期講座事業における各講座では、参加費として材料費等の実費相当分を現金で徴している。講座運営における収支状況について講座開催ごとでは確認できるものの、事業全体分について確認できるものが見受けられなかったため、現金取扱いにおける収支及び出納管理について適切な事務処理を行うこと。なお、参加費については、市の歳入として処理を行うことについて検討すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 745 719 784">措置状況</td><td data-bbox="719 745 1461 784">3. 検討中</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="580 784 1461 1473"> 短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 （平成 24 年 11 月 30 日措置済） 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。 </td></tr> </table>	措置状況	3. 検討中	短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 （平成 24 年 11 月 30 日措置済） 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。	
措置状況	3. 検討中				
短期講座事業の現金取扱いにおける収支及び出納管理については、「教室講座出納帳」により管理することに改めました。 （平成 24 年 11 月 30 日措置済） 講座参加費を市の歳入として処理を行うことについては、平成 26 年度予算要求に向けて検討中です。					